

野村不動産レジデンシャル投資法人 投資口取扱規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本投資法人の投資口に関する取扱い及び手数料については、規約第 7 条の規定に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

- ② 本投資法人および本投資法人が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、投資主の権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(投資主名簿等管理人)

第 2 条 本投資法人の投資主名簿等管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

投資主名簿等管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出)

第 3 条 この規則による請求または届出は、本投資法人の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第 12 条第 1 項に定める場合は、この限りでない。

- ② 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
- ③ 本投資法人は、第 1 項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が投資主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④ 本投資法人は、第 1 項の請求または届出をした者に対し、その者が投資主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 本投資法人は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求または届出を受理しない。

第2章 投資主名簿への記載または記録等

(投資主名簿への記載または記録)

第4条 本投資法人は、機構より受領する総投資主通知に基づき投資主名簿への記載または記録を行う。

- ② 本投資法人は、投資主名簿に記載または記録される者（以下「投資主等」という。）の住所の変更の通知その他投資主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき投資主名簿への記載または記録を変更する。
- ③ 前2項のほか、投資口の発行その他法令に定める場合は、投資主名簿への記載または記録を行う。

(投資主名簿に使用する文字等)

第5条 本投資法人の投資主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第3章 諸 届

(投資主等の住所および氏名または名称の届出)

第6条 投資主等は、住所および氏名または名称を本投資法人に届け出なければならない。

- ② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住投資主等の届出)

第7条 外国に居住する投資主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

- ② 常任代理人は、前条第1項の投資主等に含まれるものとする。
- ③ 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第8条 投資主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

- ② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有投資口の代表者)

第9条 投資口を共有する投資主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名

称を届け出なければならない。

- ② 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第10条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

- ② 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第11条 第7条から前条までに規定する届出のほか、本投資法人に届出をする場合には、本投資法人が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

- ② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、投資主名簿等管理人に対して届け出るものとする。

第4章 少数投資主権等の行使方法

(少数投資主権等の行使方法)

第12条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第228条で準用する第147条第4項に定める少数投資主権等を本投資法人に対して行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別投資主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- ② 前項の少数投資主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

第5章 手数料

(手数料)

第13条 本投資法人の投資口の取扱いに関する手数料は、無料とする。

- ② 投資主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、投資主等の負担とする。

附 則

1. 本規則の改廃は、役員会の決議による。
2. 本規則は、平成18年8月3日より施行する。
3. 本規則は、平成19年2月5日に改正された。但し、かかる改正は、本投資法人の投資口が東京証券取引所の開設する市場に上場された日より効力を生じる。

附 則（平成20年12月15日改正）

第1条 本規則は、平成21年1月5日より施行する。

第2条 本規則の施行後において振替法第227条第2項の定めにより投資証券の再発行を行う場合の取扱いに関する本規則の各条項の適用については、なお従前の例による。